

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより議決権行使を実施していただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

郵送またはインターネット等による議決権行使期限
2022年6月22日(水曜日)午後6時30分まで

第55回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 | 2022年6月23日(木曜日)午前10時
受付開始時間:午前9時

開催場所 | 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー パークハイアット東京
39階 ボールルーム

決議議案 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

! 新型コロナウイルスの感染防止を目的として、株主懇談会およびご出席株主様へのお土産は取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

A/ **ポートネイチャー**

証券コード: 7823

株主の皆様へ

平素より格別のご支援ならびにご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社第55回定時株主総会招集ご通知をお届け致します。

昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響を受ける中、ロシアのウクライナ侵攻に伴う国際情勢不安に加え、エネルギー価格の高騰、急激な円安による物価上昇懸念の増大等が、私たちの生活に大きな影響をもたらしています。感染症や戦火によりお亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺

族の方には心よりお悔やみ申し上げます。また、感染症や戦火が一日でも早く治まることを願っております。

さて、2021年度（2022年3月期）の国内経済は、ワクチン接種の進展等で経済活動が徐々に回復傾向にありましたが、国際情勢不安や物価上昇懸念等により、先行き不透明な状況で推移いたしました。今後、需要は緩やかながらも拡大していくものと考えておりますが、隣接業界を含めた新規参入企業や同業他社との競合激化などにより、当社を取り巻く事業環

ふやしたいのは、笑顔です

Our Vision
～経営理念～

- ▶ 毛髪コンサルタントを使命とし、お客様に満足いただける毛髪文化を創造します。
- ▶ よりポジティブな生き方、より美しく輝きのあるライフスタイルを提唱します。
- ▶ グローバル・ネットワークで、最高の品質と最良のサービスを提供します。
- ▶ 広く社会から信頼される経営を通して、常に豊かで潤いのある未来を築いていきます。

境は引き続き厳しさを増していくものと思われま

す。こうした環境下、本年度もアートネイチャーグループの総力を挙げ、「ふやしたいのは笑顔です。」をモットーに、お客様のニーズに応えた最高品質の商品と最良のサービスを提供し、業績拡大に取り組み、日々業務に邁進してまいります。

株主の皆様には、引き続きより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長兼社長 **五十嵐 祥剛**



目次

| | |
|-----------------|----|
| 招集ご通知 | 3 |
| 議決権の行使等についてのご案内 | 4 |
| 株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 6 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 7 |
| 第3号議案 取締役9名選任の件 | 9 |
| 第4号議案 監査役3名選任の件 | 16 |

事業報告

| | |
|-----------------|----|
| 1.企業集団の現況に関する事項 | 18 |
| 2.会社の現況 | 26 |
| 連結計算書類 | 37 |
| 計算書類 | 40 |
| 監査報告書 | 43 |

招集ご通知

証券コード 7823
2022年6月6日

株主各位

東京都渋谷区代々木三丁目40番7号
株式会社アートネイチャー
代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月22日(水曜日)午後6時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|------|---|
| 日 時 | 2022年6月23日(木曜日) 午前10時 受付開始時間：午前9時 |
| 場 所 | 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー パークハイアット東京 39階 ボールルーム (裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 目的事項 | 報告事項 1. 第55期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第55期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 |

お知らせ

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社のウェブサイト(URL <https://www.artnature.co.jp>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・連結注記表
- ・個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト(URL <https://www.artnature.co.jp>)に掲載させていただきます。

代理人による議決権行使 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙、代理権を証明する書面に押印された印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる資料とともに代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権の不統一行使に際してのご通知方法 株主様がその有する議決権を統一しないで行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面によりご通知ください。

以 上

議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年 6月22日（水曜日）午後6時30分到着分まで



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年 6月22日（水曜日）午後6時30分まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年 6月23日（木曜日）午前10時

招集ご通知



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）

午後6時30分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

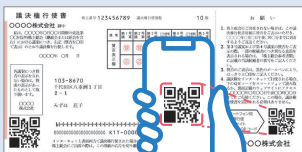
または



QRコードを読み取る方法（「スマート行使」）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



❗ ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（上記URLをご参照ください。）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインいただき、画面の案内に従ってご入力ください。
- 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、本総会に関するのみ有効です。
- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。インターネットによる議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

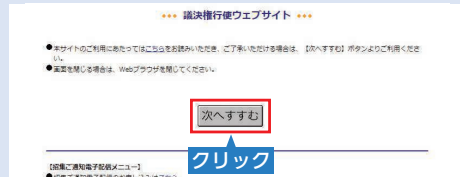
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

（受付時間 午前9時から午後9時まで 年末年始を除く）

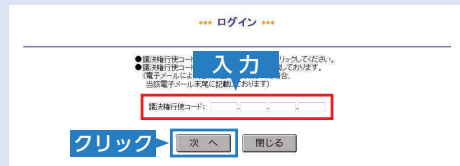
議決権行使コード・パスワードでアクセスする方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



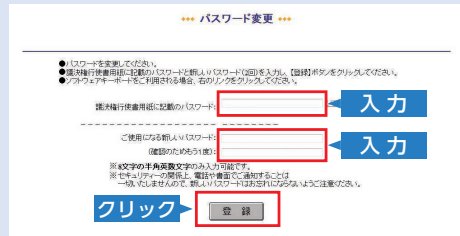
「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3 パスワードの入力・変更



議決権行使書用紙に記載の「パスワード」、「新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

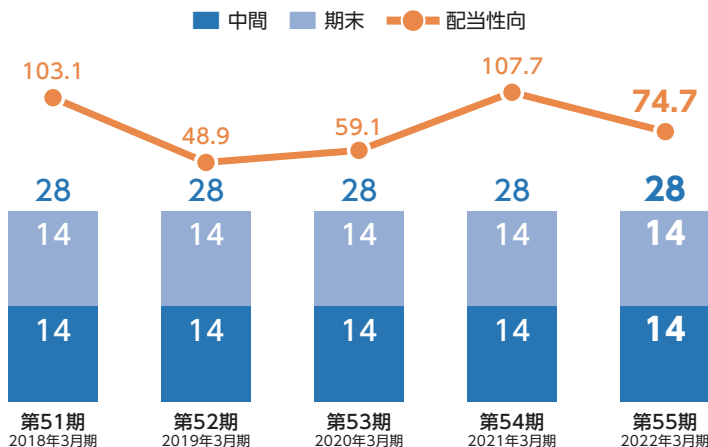
1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、財務体質の強化、及び将来の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様への安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

第55期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、当期の経営成績等を総合的に勘案した上で、普通配当14円を実施いたしたいと存じます。

| | |
|-------------------------------|---|
| 1. 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 …………… 14円 総額 …………… 456,991,654円 |
| 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2022年6月24日といたしたいと存じます。 |

ご参考 1株当たり年間配当金 (単位:円) / 連結配当性向の推移 (単位:%)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則(変更案附則第21条)を設けるものであります。

(2) 経営環境の変化に対応し、経営体制を一層強化できるよう、取締役の員数の上限を2名増員して11名以内に変更するものであります。

(3) 複数混在する和暦表記による誤認を避けるため、現行定款附則第1条から第20条までの年号表記を「和暦」から「西暦」に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> | <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>(附則) 第1条～第20条 (和暦表記)</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>(附則) 第1条～第20条 <u>西暦表記とする</u></p> <p>(附則) 第21条 <u>現行定款第15条 (参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第3号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の当社における地位 | 取締役会 出席回数 |
|-----------|---|--|--------------|
| 1 | 再任 五十嵐 祥剛 | 代表取締役会長兼社長 | 16回/16回 |
| 2 | 再任 森安 寿一 | 専務取締役 兼上席執行役員 営業本部長 | 16回/16回 |
| 3 | 再任 五十嵐 啓介 | 常務取締役 | 16回/16回 |
| 4 | 再任 内藤 功 | 常務取締役 | 16回/16回 |
| 5 | 再任 川田 孝志 | 常務取締役 兼上席執行役員 営業本部副本部長 | 16回/16回 |
| 6 | 再任 川添 久幸 | 取締役 兼上席執行役員 生産本部長 | 16回/16回 |
| 7 | 新任 中山 マヤ | 社外 独立 - | - |
| 8 | 新任 清永 敬文 | 社外 独立 - | - |
| 9 | 新任 松岡 幸子 | 社外 独立 - | - |

候補者番号

1

いがらし よしかた
五十嵐 祥剛 (1941年8月1日生)

●所有する当社の株式数 6,177,940株



再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|----------|--|---------|---|
| 1967年4月 | 当社創業者故阿久津三郎の営むかつら事業に参画（当社前身） | 2002年9月 | EUROTECH HAIR SYSTEMS, INC. (現ARTNATURE PHILIPPINES INC.) 取締役会長 |
| 1967年6月 | 当社設立時に入社 | | |
| 1977年10月 | (株)アートネイチャー関西設立 代表取締役社長 | 2004年2月 | BICOL HAIR EXPORT CORPORATION 取締役会長 |
| 1981年10月 | (株)アートネイチャー四国設立 代表取締役社長 | 2007年7月 | 当社代表取締役会長兼社長 |
| 2000年4月 | 当社代表取締役社長 | 2015年8月 | 当社代表取締役会長兼社長兼上席執行役員広告宣伝部長 |
| 2000年8月 | (株)アートネイチャー東京代表取締役社長 | 2016年4月 | 当社代表取締役会長兼社長（現任） |
| 2001年3月 | (株)アートネイチャー千葉代表取締役社長 (株)アートネイチャー古都代表取締役社長 | | |

【重要な兼職の状況】

ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役会長
 ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役会長
アイトゥリーファ
 瓊特丽发(上海)貿易有限公司董事
 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役会長
 ARTNATURE MALAYSIA SDN.BHD. 取締役会長
 ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役会長

●取締役候補者とした理由等

創業期から長年に亘り、当社の様々な部門に精通する等、当社の業務について幅広い知見を有しており、また経営者としての豊富な経験と毛髪業界に関する幅広い見識により、これまで当社経営陣のトップとして強力なリーダーシップを発揮していることから、引続き取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者番号

2

もりやす
森安

ひさかず
寿一

(1958年11月15日生)

●所有する当社の株式数 125,500株



再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|----------------------|---------|-----------------------------------|
| 1991年5月 | (株)アートネイチャー関西入社 | 2012年4月 | 当社常務取締役兼上席執行役員メンズ営業本部長兼レディース営業本部長 |
| 2005年4月 | 当社店舗営業部長 | 2015年8月 | 当社常務取締役兼上席執行役員営業本部長 |
| 2008年4月 | 当社執行役員営業本部副本部長 | 2017年8月 | 当社専務取締役兼上席執行役員営業本部長（現任） |
| 2009年4月 | 当社上席執行役員営業本部長 | | |
| 2009年6月 | 当社取締役兼上席執行役員営業本部長 | | |
| 2011年4月 | 当社取締役兼上席執行役員メンズ営業本部長 | | |

●取締役候補者とした理由等

長年に亘り、当社のメンズ・レディースの両業務に携わり、2009年より営業本部長を務めており、また、当社の営業トップとして豊富な経験と知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

いがらし
五十嵐

けいすけ
啓介

(1971年12月8日生)

●所有する当社の株式数 989,200株



再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|----------|--------------------|----------|------------------------------|
| 1998年12月 | (株)アートネイチャー関西入社 | 2010年10月 | 当社取締役兼上席執行役員広告宣伝部長兼チャンネル開発室長 |
| 2007年10月 | 当社広告宣伝部長 | 2012年4月 | 当社常務取締役 |
| 2008年4月 | 当社執行役員広告宣伝部長 | 2013年4月 | 当社常務取締役兼上席執行役員広告宣伝部長 |
| 2008年6月 | 当社取締役広告宣伝部長 | 2015年8月 | 当社常務取締役（現任） |
| 2009年5月 | 当社取締役兼上席執行役員広告宣伝部長 | | |

【重要な兼職の状況】

(有)アイ・コーポレーション代表取締役社長

●取締役候補者とした理由等

2007年より、当社の重要な戦略部門である広告宣伝部の部長を務め、2015年より営業本部担当として地域強化担当を務めるなど、当社の業務について豊富な経験と知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ないとう いさお
内藤 功 (1959年7月28日生)

●所有する当社の株式数 99,100株



再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|---------------------------|---------|----------------------------------|
| 1982年4月 | (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行 | 2013年4月 | 当社取締役兼上席執行役員経営管理本部部長兼経営企画部長 |
| 2006年5月 | (株)みずほ銀行厚木支店長 | 2014年1月 | 当社取締役兼上席執行役員経営管理本部部長兼経営企画部長兼人事部長 |
| 2009年5月 | 当社入社 経営企画部理事 当社執行役員経営企画部長 | 2016年4月 | 当社常務取締役兼上席執行役員人事部長 |
| 2012年4月 | 当社上席執行役員管理本部部長兼経営企画部長 | 2016年8月 | 当社常務取締役（現任） |
| 2012年6月 | 当社取締役兼上席執行役員管理本部部長兼経営企画部長 | | |

【重要な兼職の状況】

NAO-ART(株) 取締役

●取締役候補者とした理由等

2009年の入社以来、当社の経営戦略を担う経営企画部長を務め、2012年から管理本部部長を兼務、2016年からは海外事業担当も務めるなど、当社の業務について豊富な経験と知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

かわた たかし
川田 孝志 (1958年11月16日生)

●所有する当社の株式数 47,700株



再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|-------------------------|---------|-------------------------------|
| 1982年4月 | (株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）入行 | 2016年6月 | 当社取締役兼上席執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 |
| 2008年4月 | (株)三井住友銀行横浜駅前支店長 | 2017年8月 | 当社常務取締役兼上席執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 |
| 2013年3月 | 当社入社 営業企画部理事 | 2018年6月 | 当社常務取締役兼上席執行役員営業本部副本部長（現任） |
| 2013年4月 | 当社営業企画部長 | | |
| 2015年8月 | 当社執行役員営業企画部長 | | |
| 2016年4月 | 当社上席執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 | | |

【重要な兼職の状況】

アイトゥーエフ
瓊特丽友(上海)貿易有限公司 董事長
ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役
ARTNATURE MALAYSIA SDN.BHD. 取締役
ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役
(株)AN友の会 取締役社長
NAO-ART(株) 取締役
(株)アート三川屋 取締役

●取締役候補者とした理由等

2013年の入社以来、当社の営業戦略を担う営業企画部長を務め、2016年より営業本部副本部長としても業績の推進と管理の両面においてその実力を発揮するなど、当社の業務について豊富な経験と知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者番号

6

かわぞえ ひさゆき
川添 久幸 (1958年12月24日生)

●所有する当社の株式数 34,000株



再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|----------|-----------------|---------|-----------------------|
| 1995年11月 | (株)アートネイチャー中部入社 | 2007年7月 | 当社生産本部長 |
| 2002年4月 | 当社営業統括本部営業管理部長 | 2008年4月 | 当社上席執行役員生産本部長 |
| 2003年10月 | 当社村上商品センター部長 | 2009年6月 | 当社取締役兼上席執行役員生産本部長（現任） |
| 2004年7月 | 当社生産本部副本部長 | | |

【重要な兼職の状況】

ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役社長
ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役副会長

●取締役候補者とした理由等

2007年から、当社の生産本部長を務めると共に、生産戦略上重要な拠点であるフィリピン生産子会社の社長も兼務して、グローバルな生産ネットワークに精通するなど、当社の業務について豊富な経験と知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

なかやま まや
中山 マヤ (1960年9月2日生)

●所有する当社の株式数 一株



新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|----------|-----------------------------------|---------|----------------------------|
| 1985年9月 | ナショナルオーストラリア銀行入行 | 1998年7月 | エステローダー(株)（現 ELCジャパン(株)）入社 |
| 1991年4月 | (株)ロレコス（現 日本ロレアル(株)）入社 | 2008年9月 | 同社取締役 |
| 1993年10月 | ウエラジャパン(株)（現 HFCプレス テージジャパン(合)）入社 | 2010年9月 | 同社常務取締役 |
| | | 2022年4月 | 慶應義塾大学大学院経営管理研究科非常勤講師（現任） |

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

国際的な企業の経営に携わられ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして頂くと共に、独立した立場から業務執行者等の職務の執行を監督して頂くことにより、当社取締役会の監督機能の強化が期待されることから、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

きよなが たかふみ
清永 敬文 (1967年10月19日生)

●所有する当社の株式数 一株



新任
社外
独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年4月 弁護士登録
1995年4月 矢田法律事務所（現 のぞみ総合法律事務所）入所（現任）
2017年2月 カチシステムプロダクツ(株) 監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

カチシステムプロダクツ(株) 監査役

●社外取締役候補者としての理由及び期待される役割

弁護士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験を当社の経営に活かして頂くと共に、独立した立場から業務執行者等の職務の執行を監督して頂くことにより、当社取締役会の監督機能の強化が期待されることから、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

9

まつおか ゆきこ
松岡 幸子 (1968年7月7日生)

●所有する当社の株式数 一株



新任
社外
独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年4月 中央新光監査法人入所
2001年8月 公認会計士登録
2013年10月 さかい税務会計入所
2017年1月 松岡幸子公認会計士事務所開業（現任）
2019年3月 (株)パリセイド99代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

(株)パリセイド99代表取締役

●社外取締役候補者としての理由及び期待される役割

公認会計士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験を当社の経営に活かして頂くと共に、独立した立場から業務執行者等の職務の執行を監督して頂くことにより、当社取締役会の監督機能の強化が期待されることから、社外取締役候補者となりました。

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 五十嵐 啓介氏は、(有)アイ・コーポレーションの代表取締役社長であります。同社と当社の間には取引関係はありません。
 3. 中山 マヤ氏、清永 敬文氏及び松岡 幸子氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、中山 マヤ氏、清永 敬文氏及び松岡 幸子氏が選任された場合には、各氏との間で、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定です。
 5. 当社は、中山 マヤ氏、清永 敬文氏及び松岡 幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。
 6. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額会社が負担しており、取締役がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。なお各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、取締役の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

株主総会参考書類

【取締役候補者のスキル・マトリックス】

| 氏名 | 企業経営・戦略 | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス・リスク管理 | 国際性・グローバルビジネス | 営業・マーケティング | 技術・研究開発 | 業界知識・経験 |
|--------|---------|-------|-------------------|---------------|------------|---------|---------|
| 五十嵐 祥剛 | ○ | | | | | ○ | ○ |
| 森安 寿一 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 五十嵐 啓介 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 内藤 功 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 川田 孝志 | ○ | | | ○ | ○ | | |
| 川添 久幸 | | | | ○ | | ○ | ○ |
| 中山 マヤ | ○ | | | ○ | ○ | | |
| 清永 敬文 | | | ○ | | | | |
| 松岡 幸子 | | ○ | | | | | |

- (注) 1.各取締役候補者が保有するスキルを最大3項目迄記載しております。
2.上記一覧表は各人の有する全てのスキルを表すものではありません。

【スキル保有基準】

| スキル項目 | スキル保有の判断基準 |
|-------------------|-------------------------------|
| 企業経営・戦略 | 企業経営、経営企画の見識、能力、豊富な経験 |
| 財務・会計 | 財務経理の見識、能力、豊富な経験 |
| 法務・コンプライアンス・リスク管理 | 法務・コンプライアンス・リスク管理の見識、能力、豊富な経験 |
| 国際性・グローバルビジネス | 海外事業の見識、能力、豊富な経験 |
| 営業・マーケティング | 営業・販売、広告宣伝の見識、能力、豊富な経験 |
| 技術・研究開発 | 生産技術・研究開発・商品管理の見識、能力、豊富な経験 |
| 業界知識・経験 | 5年以上の業界経験 |

第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

まつしま しゅんいち
松島 俊一 (1958年3月16日生)

●所有する当社の株式数 5,500株



再任

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|-----------------------|---------|---------------------|
| 1981年4月 | (株)三井銀行（現(株)三井住友銀行）入行 | 2011年4月 | 当社執行役員総務部長 |
| 2005年4月 | (株)三井住友銀行日本橋支店長 | 2016年4月 | 当社執行役員管理本部副本部長兼総務部長 |
| 2006年4月 | 同行東京北ブロック部長 | 2018年4月 | 当社管理本部理事 |
| 2010年4月 | 当社入社 総務部副部長 | 2018年6月 | 当社常勤監査役（現任） |
| 2010年7月 | 当社総務部長 | | |

●監査役候補者とした理由等

2010年の入社以来、当社の総務部長を務め、2016年より管理本部副本部長としても、その実力を発揮するなど、当社の業務について豊富な経験と知見を有していることから、引続き監査役候補者となりました。

候補者番号

2

は せ が わ ひろあき
長谷川 裕昭 (1970年1月30日生)

●所有する当社の株式数 一株



再任

社外

独立

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

| | | | |
|----------|----------------------------|----------|-------------------------|
| 1994年10月 | 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 | 2010年12月 | 税理士法人長谷川共同会計事務所代表社員（現任） |
| 1998年4月 | 公認会計士登録 | 2015年6月 | 当社補欠監査役 |
| 1999年7月 | 長谷川公認会計士事務所開業 | 2018年6月 | 当社監査役（現任） |

●社外監査役候補者とした理由等

公認会計士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき有意義な助言を頂くと共に、独立した立場から業務執行者等の職務の執行を監査して頂くことにより、当社取締役会の監督機能の強化が期待されることから、引続き社外監査役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者番号

3

ひ やま さとし
檜山 聡 (1972年10月15日生)

●所有する当社の株式数

一株



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

| | | | |
|----------|------------------------------|---------|-----------------------------|
| 2004年8月 | 弁護士登録 | 2017年7月 | 弁護士法人きつかわ総合法律事務所 パートナー社員 |
| 2004年8月 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 所入所 | 2018年3月 | D I C(株)補欠監査役（現任） |
| 2006年10月 | 須藤・高井法律事務所入所 | 2018年6月 | 当社監査役（現任） |
| 2015年10月 | きつかわ法律事務所 パートナー | 2020年5月 | 弁護士法人檜山・佐賀法律事務所代 表社員（現任） |
| 2016年6月 | ケネディクス商業リート投資法人補 欠監査役（現任） | | |

再任

社外

独立

●社外監査役候補者とした理由等

弁護士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき有意義な助言を頂くと共に、独立した立場から業務執行者等の職務の執行を監査して頂くことにより、当社取締役会の監督機能の強化が期待されることから、引続き社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長谷川 裕昭氏及び檜山 聡氏は、社外監査役候補者であります。
3. 長谷川 裕昭氏及び檜山 聡氏は、現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、松島 俊一氏、長谷川 裕昭氏及び檜山 聡氏の間で、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。本総会において各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。
5. 当社は、長谷川 裕昭氏及び檜山 聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額会社が負担しており、監査役がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。なお各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。当社は、監査役の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、ワクチン接種が進むこと等により経済活動が徐々に回復傾向にありましたが、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢不安に加え、エネルギー価格の高騰、急激な円安による物価上昇懸念が増すなど、これまでも増して先行き不透明な状況で推移しております。

このような状況のもと、当社では、中期経営計画「アートネイチャーChallengeプラン」2年目を迎え、初年度同様、既存領域を拡充するとともに、新事業の領域を更に拡大して「次代を切り拓くアートネイチャー」の礎を築いていくため、「業績伸長」「新領域の開拓」「採用の強化」「人財の育成」「市場との対話」「業務の刷新」の6つの「重点チャレンジ施策」を実践してまいりました。また、昨年度から継続して、新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底し、事業活動を実施してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、404億37百万円（前連結会計年度比12.7%増）となりました。また、利益面では売上高の増加により、営業利益は30億20百万円（同56.3%増）、経常利益は30億38百万円（同51.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億4百万円（同43.3%増）となりました。

当社グループの主要事業は、毛髪関連製品の製造・販売及びサービスの提供です。主要商品・サービス及びセグメント別の売上高は次のとおりです。

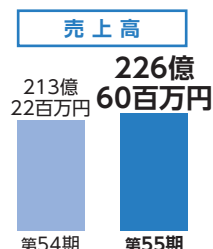
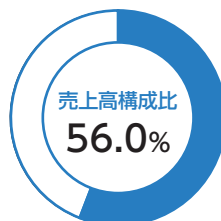
(注) 本事業報告において「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられている「企業集団」を意味するものとします。

| | |
|------------|---|
| オーダーメイドかつら | レクア プライド、フィーリン |
| 増毛 | マップ ワンダー、ビューティアップ エール |
| 育毛ケア | LABOMO HairTech SYSTEMホームケアセット |
| 育毛サービス | LABOMO HairTech SYSTEM |
| 理容備品 | LABOMO ヘアグロウ ミノキシ5（第1類医薬品（男性用））、 LABOMO ヘアグロウ ハナミノキ（第1類医薬品（女性用））、 LABOMO ヘアカラートリートメント、アートミクロンシリーズ |
| 既製品ウィッグ | ジュリア・オージェ、ANCS、NAO-ART |

男性向け事業

売上高 226億60百万円 前期比 6.3%増

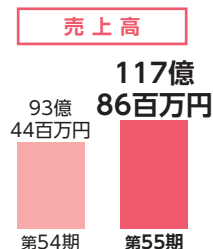
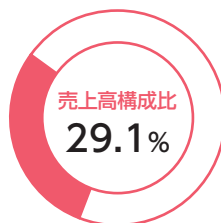
新商品の好調な販売に加え、前年同期の新型コロナウイルス感染症拡大に伴うフィリピン生産工場の一時的な休止の影響等による大幅な売上高減少が解消された結果、226億60百万円(前年同期比6.3%増)となりました。



女性向け事業

売上高 117億86百万円 前期比 26.1%増

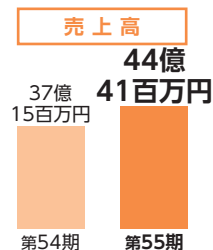
新商品の好調な販売、展示試着会の開催等に加え、男性向け事業同様、生産工場の一時的な休止の影響等が解消された結果、117億86百万円(同26.1%増)となりました。



女性向け既製品事業

売上高 44億41百万円 前期比 19.5%増

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入居する商業施設の休業等の影響はあったものの、前年同期に比べ限定的だったため、44億41百万円(同19.5%増)となりました。



② 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、本契約に基づく資金調達及び上記以外の資金調達は行っておりません。

③ 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は13億59百万円で、その主なものは次のとおりです。

- イ 当連結会計年度中に購入または完成した主要設備
 新規出店 3店舗（五反田LS、そごう大宮LS、そごう広島LS）
 既存店舗の移転 5店舗（仙台店、横浜LS、町田店、町田LS、
 五反田店）
 別形態店舗（アックス病院内サロン）新規出店 3店舗
 （大阪公立大学医学部附属病院店、
 大阪市立総合医療センター店、
 国立がん研究センター中央病院店）

- 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設
 新規出店予定 1店舗（函館LS）

- ハ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
 該当事項はありません。

（注）LSは、「レディースサロン」をいいます。



④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

事業報告

2. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第52期 2018年度 | 第53期 2019年度 | 第54期 2020年度 | 第55期 2021年度 (当連結会計年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高 (百万円) | 37,985 | 39,484 | 35,868 | 40,437 |
| 営業利益 (百万円) | 3,227 | 2,919 | 1,932 | 3,020 |
| 経常利益 (百万円) | 3,308 | 3,006 | 2,005 | 3,038 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 1,864 | 1,542 | 840 | 1,204 |
| 1株当たり当期純利益 | 57円23銭 | 47円40銭 | 25円99銭 | 37円51銭 |
| 総資産 (百万円) | 42,971 | 43,163 | 44,919 | 46,510 |
| 純資産 (百万円) | 24,767 | 25,337 | 25,255 | 24,596 |
| 1株当たり純資産額 | 757円39銭 | 777円92銭 | 781円00銭 | 758円47銭 |

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第52期 2018年度 | 第53期 2019年度 | 第54期 2020年度 | 第55期 2021年度 (当期) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|
| 売上高 (百万円) | 37,760 | 38,697 | 34,649 | 38,917 |
| 営業利益 (百万円) | 3,190 | 3,000 | 2,140 | 3,105 |
| 経常利益 (百万円) | 3,265 | 3,085 | 2,167 | 3,037 |
| 当期純利益 (百万円) | 1,875 | 1,557 | 993 | 800 |
| 1株当たり当期純利益 | 57円57銭 | 47円88銭 | 30円72銭 | 24円92銭 |
| 総資産 (百万円) | 42,174 | 42,102 | 43,992 | 45,008 |
| 純資産 (百万円) | 24,716 | 25,219 | 25,297 | 24,145 |
| 1株当たり純資産額 | 756円22銭 | 774円69銭 | 782円57銭 | 744円80銭 |

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

3. 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主な事業内容 |
|--|-------------------------|--------|---------------|
| ARTNATURE PHILIPPINES INC. | 90,000,000 フィリピン・ペソ | 100.0% | かつらの製造 |
| ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. | 260,000,000 フィリピン・ペソ | 100.0% | かつらの製造 |
| アイトゥリーファ 瓊特麗发（上海）貿易有限公司 | 61,000,000 中国・人民元 | 100.0% | 毛髪関連製品の 販売 |
| NAO-ART株式会社 | 10,000,000円 | 100.0% | 毛髪関連製品の 販売 |

4. 対処すべき課題

当社グループの属する国内毛髪関連市場は、高齢化社会の進展、定年延長、女性労働の活性化、アンチエイジング志向の高まり等により需要の拡大が見込める一方で、毛髪業界のみならず、隣接業界との競合関係も厳しさを増していくものと推察されます。こうした環境下において、安定的な成長と企業価値の向上を目指すべく以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

第一に、国内外の市場において、お客様の数を増やすことです。当社はおお客様のニーズに応えた最高の品質の製品と最良のサービスを開発し、定期的に市場投入すると同時に、お客様に対してより効果的な反響が得られるような広告宣伝を工夫し、需要の掘り起こしを図ってまいります。メンズ及びレディース部門では、お客様満足の向上に注力し「アートネイチャーの真のファン」の数を増やすと共に、お客様の定着化に向けた施策を実践することで、安定的な成長を目指します。女性向け既製品ウィッグ部門は、お客様一人ひとりに合った提案を徹底することで、業績の拡大を目指します。理容備品販売においても、新商品の投入により商品ラインアップを増やし、商品を拡充すると共に、当社商品を取り扱うECサイトを増やす等、販路を拡大することで、業績拡大を目指します。海外市場においては、中国、シンガポール、タイ、マレーシアにおける当社ブランドの浸透と、地域に根差した販売施策によって潜在需要の掘り起こしを行い、業績の拡大に取り組めます。

事業報告

第二に、既存事業以外の新領域の事業に挑むことです。これまで取組んできた、比較的安い価格帯のウィッグ事業、医薬品販売事業、医療関連サポート事業を着実に軌道に乗せると共に、国内外のM&Aや新規事業の立ち上げ等により、新領域の事業に取組み、当社グループの更なる成長を図ってまいります。

第三に、高水準の人財を安定的に確保することです。当社では社員一人ひとりが生き活きと働いて、最大限のパフォーマンスを発揮できるように様々な施策を講じています。次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として「くるみん」の認定を取得する等、ダイバーシティマネジメントを推進しております。また、「働き方改革」の中での長時間労働の撲滅や仕事と家庭の両立を支援する仕組み等のワークライフ・バランスを重視すると共に、健康経営を積極的に推進しております。今後も様々な施策を実践していくことで、従業員との一体感を醸成し、より働き甲斐のある職場を作ってまいります。

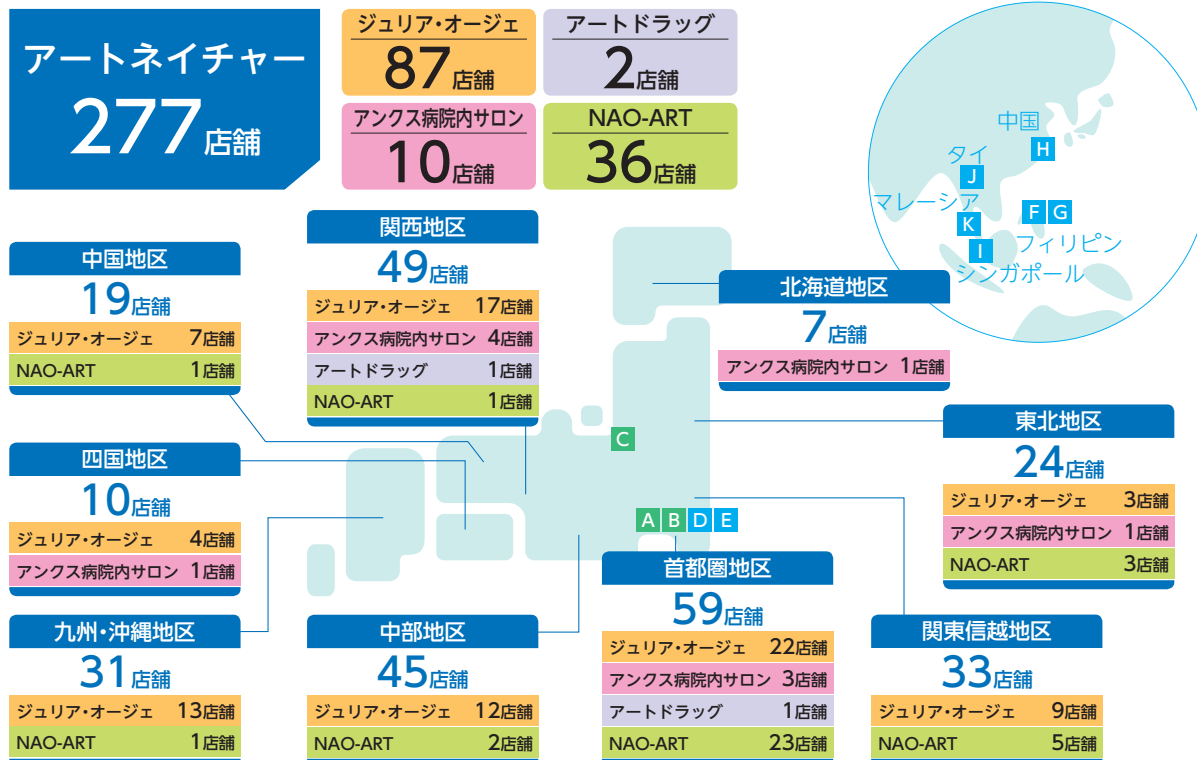
第四に、多岐に亘るお客様ニーズへの対応力と本社における企画力や経営管理力の引き上げです。当社では、正社員の約8割に当たる1,832名（2022年3月31日現在）が理容師または美容師の資格保有者です。これらの従業員の「技術力」「接客力」「商品提案力」といった基礎能力を引き上げ、お客様ニーズを満たし、お客様から信頼され共感される人財の育成を目指してまいります。営業部門以外の従業員についても、様々な企画立案やグループ会社の経営管理を担える人財を育成すべく、各分野のエキスパートになるために、教育研修制度の確立と自己研鑽を支援する仕組みを構築してまいります。

第五に、当社グループの中長期的な企業価値を向上させることです。当社グループでは既にSDGsに係る様々な取組みを実践していますが、新たに「プラスチックの削減」と「新しいサービス体制の構築」に挑むと共に、IR活動等を通じて、市場との対話を強化してまいります。

第六に、当社グループをより収益が生まれさせる体制へ転換することです。当社グループの収益構造を見直し、あらゆる無駄を徹底的にそぎ落とすことで、固定費を圧縮し、損益分岐点を引き下げ、効率的かつ効果的な収益体制を実現してまいります。また、ペーパーレス化やシステム化等により業務の刷新を進め、生産性を向上させてまいります。

5. 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

- 当社
 - 本社 (東京都渋谷区) A
 - AN第2別館 (東京都渋谷区) B
 - 商品物流センター (新潟県村上市) C
- 子会社
 - NAO-ART株式会社 (東京都千代田区) D
 - 株式会社アート三川屋 (東京都渋谷区) E
 - ARTNATURE PHILIPPINES INC. (フィリピン) F
 - ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. (フィリピン) G
 - アイトゥリーファ 瓊特丽发 (上海) 貿易有限公司 (中国) H
 - ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール) I
 - ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) J
 - ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア) K



事業報告

6. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

| 事業部門の名称 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|--------|-------------|
| 毛髪関連事業 | 3,580人 | 143人減 |
| 全社(共通) | 218人 | 5人増 |
| 合計 | 3,798人 | 138人減 |

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除く)であり、上記従業員の他に、臨時従業員(パートタイマー、派遣社員、契約社員、嘱託社員を含む)310人(期中平均人員)を雇用しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 2,256人 | 35人減 | 42.8歳 | 11年2ヶ月 |

(注) 従業員数は、就業人員(当社から当社外への出向者を除く)であり、上記従業員の他に、臨時従業員(パートタイマー、派遣社員、契約社員、嘱託社員を含む)280人(期中平均人員)を雇用しております。

7. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約(融資限度額50億円)を締結しております。

2 会社の現況 (2022年3月31日現在)

1. 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 110,880,000株
- ② 発行済株式の総数 34,393,200株 (自己株式 1,750,939株を含む)
- ③ 株主数 5,528名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 株 | 持株比率 % |
|--|-----------|-----------|
| 五十嵐 祥 剛 | 6,177,940 | 18.9 |
| 有限会社アイ・コーポレーション | 3,302,000 | 10.1 |
| 塚本 武 | 2,550,600 | 7.8 |
| 光通信株式会社 | 2,443,100 | 7.4 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 2,270,800 | 6.9 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS | 1,603,000 | 4.9 |
| 五十嵐 啓 介 | 989,200 | 3.0 |
| アートネイチャー社員持株会 | 819,835 | 2.5 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 599,100 | 1.8 |
| 石井 英 昭 | 553,000 | 1.6 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,750,939株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
なお、自己株式1,750,939株には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式515,400株は含まれておりません。

事業報告

2. 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2022年3月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の様況 |
|------------|---|--|
| 代表取締役会長兼社長 | 五十嵐 祥 剛 | ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役会長 ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役会長 <small>アイトゥリーフ</small> 瓊特丽发 (上海) 貿易有限公司董事 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役会長 ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役会長 ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役会長 |
| 専務取締役 | 森 安 寿 一 | 上席執行役員営業本部長 営業本部主担当 (メンズ担当) |
| 常務取締役 | 五十嵐 啓 介 | 営業本部副担当 (西日本強化担当) 有限会社アイ・コーポレーション代表取締役社長 |
| 常務取締役 | 内 藤 功 | 管理本部、経営企画部、コンプライアンス統括室担当 NAO-ART株式会社 取締役 |
| 常務取締役 | 川 田 孝 志 | 上席執行役員営業本部副本部長 営業本部副担当 (企画・レディース担当、外販商品営業部)、 海外事業担当 <small>アイトゥリーフ</small> 瓊特丽发 (上海) 貿易有限公司董事長 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役 ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役 株式会社AN友の会 取締役社長 NAO-ART株式会社 取締役 株式会社アート三川屋 取締役 |
| 取締役 | 川 添 久 幸 | 上席執行役員生産本部長 生産本部担当 ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役社長 ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役副会長 |
| 取締役 | 佐 竹 圭 介 | 上席執行役員営業本部副本部長 営業本部副担当 (マーケティング推進部) |
| 取締役 | <small>社外取締役</small> <small>独立役員</small> 長 尾 二 郎 | 左門町法律事務所 弁護士 |
| 取締役 | <small>社外取締役</small> <small>独立役員</small> 小橋川 保 子 | JK & CREW税理士法人社員 公認会計士 税理士 |

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---|-------------------------|
| 常 勤 監 査 役 | 松 島 俊 一 | |
| 監 査 役 | <small>社外監査役</small> <small>独立役員</small> 長谷川 裕 昭 | 税理士法人長谷川共同会計事務所代表社員 |
| 監 査 役 | <small>社外監査役</small> <small>独立役員</small> 檜 山 聡 | 弁護士法人檜山・佐賀法律事務所代表社員 弁護士 |

- (注) 1. 取締役 長尾 二郎及び小橋川 保子は、社外取締役であります。
 2. 監査役 長谷川 裕昭及び檜山 聡は、社外監査役であります。
 3. 監査役 長谷川 裕昭は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 長尾 二郎及び小橋川 保子ならびに監査役 長谷川 裕昭及び檜山 聡を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社と取締役 長尾 二郎、小橋川 保子、監査役 松島 俊一、長谷川 裕昭、檜山 聡は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
 6. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。また、当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責事項が設定されておりますので、当該免責事項に該当する場合には、填補されず被保険者である役員等の自己負担となります。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ 取締役の個別の報酬等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、次のような「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社企業グループの業績及び企業価値の増大へのモチベーションを高めることに主眼をおいた報酬体系とする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各事業年度における企業価値増大に向けての職責を考慮して、取締役会決議をもって報酬等を決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、各事業年度における業績の向上並びに中長期的な企業価値増大に向けて職責を負うことを考慮して、固定報酬や臨時報酬、自社株報酬

のバランスを勘案した報酬体系とする。

社外取締役については、当社企業グループ全体の職務執行に対する監督及び現在の経営陣による当社の経営について意見を表明する機能を負うことから、固定報酬とする。

2. 基本報酬等(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬等は、固定報酬と臨時報酬で構成され、役位、職責に応じて他社水準、会社の業績や経営内容、経済情勢などを総合的に考慮して決定する方針とする。

当社の取締役の基本報酬等のうち、固定報酬は毎月、臨時報酬は前項の方針を踏まえ年一回支給する。

基本報酬等を与える時期や条件、個人別の額については、株主総会で承認された総額の枠内で、取締役会決議に従って決定し、個人別の額については、取締役会の審議によっては代表取締役社長に一任される。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、現状導入していない。

非金銭報酬等は、株主の皆様と株価変動によるメリットとリスクを共有し、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、業務執行取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入する。

株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し、払込金額と同額の報酬を年一回付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものである。

新株予約権を与える時期や条件、個人別の新株予約権の個数については、株主総会で承認された総額の枠内で、取締役会決議に従って決定し、個人別の新株予約権の個数については、取締役会の審議によっては代表取締役社長に一任される。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各事業年度における業績の向上並びに中長期的な企業価値増大に向けて職責を負うことを考慮して、固定報酬や臨時報酬、自社株報酬のバランスを勘案した報酬体系とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、株主総会で承認された総額の枠内で、取締役会決議に従って決定し、取締役会の審議によっては代表取締役社長に一任される。その権限の内容は、各取締役の固定報酬および業務執行取締役の臨時報酬の額の決定、株式報酬型ストック・オプションの個数の決定とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役や社外監査役からは適切な助言を得るものとし、上記の一任をうけた代表取締役社長は、当該助言の内容を踏まえ決定をしなければならないこととする。

□ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

その権限の内容は上述イの方針通りですが、代表取締役会長兼社長五十嵐祥剛が永年に亘り当社の属する業界に在籍しており、業界の動向や慣行、報酬の水準等を含めた他社事例に精通していることから、適切に決定できると判断し、委任しております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上述イの方針に従った検討を行っております。

ハ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の数 (人) |
|-----------|----------------|-----------------|--------|--------|----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 | |
| 取締役 | 431,969 | 387,159 | — | 44,810 | 9 |
| (内 社外取締役) | (10,560) | (10,560) | (—) | (—) | (2) |
| 監査役 | 27,600 | 27,600 | — | — | 3 |
| (内 社外監査役) | (9,600) | (9,600) | (—) | (—) | (2) |

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2012年6月21日開催の第45回定時株主総会において年額700百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。また、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額100百万円の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。
2. 監査役報酬額は、2006年6月29日開催の第39回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 固定報酬の額には、当事業年度における取締役7名に対する役員賞与引当金の繰入額145百万円が含まれております。
4. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
5. 固定報酬の額にグループ会社役員兼務の取締役に対するグループ会社からの当事業年度の役員報酬が含まれております。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上述イの方針に従った検討を行っているため、取締役会もその決定方針に沿うものであると判断しております。

4 社外役員に関する事項

イ 社外取締役に関する事項

取締役 長尾 二郎

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における取締役会への出席状況及び発言状況
当事業年度開催の16回の取締役会の内、15回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適時 適切な質問、助言等を行っております。
- (オ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
弁護士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき、有意義な助言をするとともに、独立した立場から業務執行者等の職務の執行を監督しました。
- (カ) 責任限定契約の内容の概要
社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (キ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

取締役 小橋川 保子

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における取締役会への出席状況及び発言状況
当事業年度開催の16回の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適時適切な質問、助言等を行っております。
- (オ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
公認会計士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき、有意義な助言をするとともに、独立した立場から業務執行者等の職務の執行を監督しました。
- (カ) 責任限定契約の内容の概要
社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (キ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

□ 社外監査役に関する事項

監査役 長谷川 裕昭

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の16回の取締役会、及び15回の監査役会のいずれも全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適時適切な質問、助言を行う等、独立の立場から経営を監視し、監査機能を十分に担っております。

(オ) 責任限定契約の内容の概要

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。

(カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

監査役 檜山 聡

(ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

(イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

(ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係

当社の知りうる限り、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。

(エ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の16回の取締役会、及び15回の監査役会のいずれも全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適時適切に質問、助言を行う等、独立の立場から経営を監視し、監査機能を十分に担っております。

(オ) 責任限定契約の内容の概要

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。

(カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

3. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額（千円） |
|--|-----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 45,000 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 45,000 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社ARTNATURE PHILIPPINES INC.及びARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.の会計監査はSYCIP GORRES VELAYO & CO.が、^{フィリピン}瓊特丽发（上海）貿易有限公司の会計監査は、上海銘瑞会計師事務所有限公司が行っております。

③ 会計監査人の報酬等に対して監査役会等が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任の検討をし、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. コーポレートガバナンス・コードへの対応

① 基本的な考え方

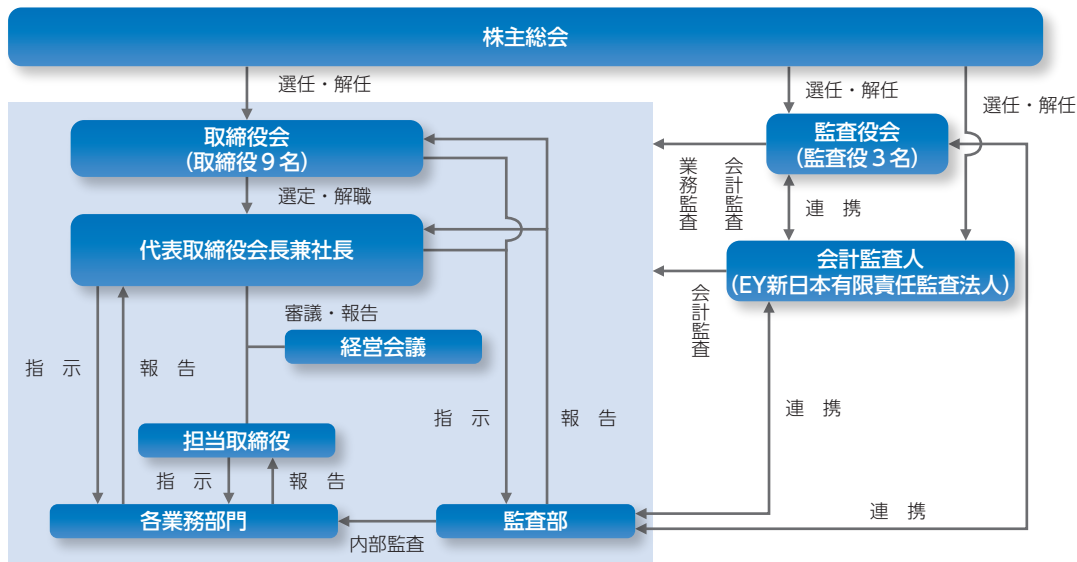
当社グループは、「ふやしたいのは、笑顔です。」をモットーに、髪に関して悩みを抱えている一人ひとりのお客様に最も適した製品、サービスを提供することにより、お客様に満足頂ける毛髪文化を創造することを経営理念としております。

この理念に沿って、当社グループの永続的な発展を追求するとともに、適正な利益を確保することによって、株主・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーと共に繁栄する企業を目指しております。これを実践するために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるとともに、法令を遵守するコンプライアンス経営を推進いたします。

② 基本方針

- イ 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- ロ 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
- ハ 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- ニ 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- ホ 株主との建設的な対話に努めます。

(当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略は以下のとおりであります。)



5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社が企業価値の維持・向上を実現するためには、中長期的な経営戦略に基づき、商品開発力の強化、人材の育成、グループ経営によるコスト低減、生産性向上を目指した事業展開を実施する等の種々の施策に継続的に取り組むことが必要であり、また株主、取引先、従業員、地域住民等のステークホルダーとの信頼関係を維持していくことが不可欠であると考えております。

上記施策の継続的实施や取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が当社の株式の買付を行う者によって中長期的に確保されない場合は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、上記の施策の継続的な実施、及び取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が確保されない、即ち、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量取得や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって当社に具体的な脅威が発生している訳ではなく、また、当社として、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかしながら、当社としましては、株主・投資家の皆様から負託されました当然の責務として、当社株式取引や株主の異動を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と判断する措置を取るものとします。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えるものとします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営基盤の強化、財務体質の強化及び将来の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主への安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とします。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては厳しい競合他社との競争に打ち勝っていくため、他社との差別化、営業力強化を図るべく店舗の移転・リニューアル、システム等に有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

単位：百万円

| 科 目 | 当年度 | 【ご参考】 前年度 | 科 目 | 当年度 | 【ご参考】 前年度 |
|-----------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
| 流動資産 | 28,021 | 26,586 | 流動負債 | 14,237 | 12,147 |
| 現金及び預金 | 19,546 | 19,073 | 買掛金 | 320 | 327 |
| 売掛金 | 3,066 | 2,914 | 未払金 | 2,288 | 1,947 |
| 有価証券 | 23 | 22 | 未払法人税等 | 929 | 1,053 |
| 商品及び製品 | 3,050 | 2,394 | 契約負債 | 1,378 | — |
| 仕掛品 | 182 | 172 | 返金負債 | 475 | — |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,195 | 1,084 | 前受金 | 6,502 | 6,464 |
| 前払費用 | 709 | 715 | 賞与引当金 | 1,053 | 996 |
| その他 | 254 | 215 | 役員賞与引当金 | 145 | 130 |
| 貸倒引当金 | △5 | △5 | 商品保証引当金 | 36 | 31 |
| 固定資産 | 18,488 | 18,332 | ポイント引当金 | — | 107 |
| 有形固定資産 | 8,694 | 8,674 | その他 | 1,108 | 1,088 |
| 建物及び構築物 | 4,779 | 4,755 | 固定負債 | 7,676 | 7,517 |
| 機械装置及び運搬具 | 60 | 51 | 退職給付に係る負債 | 4,170 | 4,078 |
| 土地 | 3,491 | 3,488 | 資産除去債務 | 1,547 | 1,511 |
| 建設仮勘定 | 7 | 1 | その他 | 1,959 | 1,927 |
| その他 | 356 | 378 | 負債合計 | 21,914 | 19,664 |
| 無形固定資産 | 674 | 1,121 | 純資産の部 | | |
| のれん | 233 | 602 | 株主資本 | 24,260 | 25,011 |
| その他 | 441 | 519 | 資本金 | 3,667 | 3,667 |
| 投資その他の資産 | 9,119 | 8,536 | 資本剰余金 | 3,557 | 3,558 |
| 投資有価証券 | 2,099 | 2,319 | 利益剰余金 | 18,307 | 19,075 |
| 繰延税金資産 | 3,944 | 3,291 | 自己株式 | △1,272 | △1,289 |
| 敷金及び保証金 | 2,551 | 2,451 | その他の包括利益累計額 | 106 | 55 |
| その他 | 917 | 709 | その他有価証券評価差額金 | 62 | 96 |
| 貸倒引当金 | △393 | △235 | 為替換算調整勘定 | 14 | △5 |
| 資産合計 | 46,510 | 44,919 | 退職給付に係る調整累計額 | 29 | △35 |
| | | | 新株予約権 | 217 | 180 |
| | | | 非支配株主持分 | 12 | 8 |
| | | | 純資産合計 | 24,596 | 25,255 |
| | | | 負債純資産合計 | 46,510 | 44,919 |

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円

| 科 目 | 当年度 | [ご参考] 前年度 |
|--------------------------------------|--------|--------------|
| 売上高 | 40,437 | 35,868 |
| 売上原価 | 12,698 | 11,956 |
| 売上総利益 | 27,739 | 23,911 |
| 販売費及び一般管理費 | 24,719 | 21,979 |
| 営業利益 | 3,020 | 1,932 |
| 営業外収益 | 219 | 310 |
| 受取利息 | 46 | 53 |
| 受取手数料 | 13 | 13 |
| 為替差益 | 83 | 29 |
| 助成金収入 | 19 | 168 |
| その他 | 56 | 45 |
| 営業外費用 | 201 | 237 |
| 支払利息 | — | 8 |
| 支払保証料 | 27 | 30 |
| 貸倒引当金繰入額 | 157 | 180 |
| その他 | 16 | 17 |
| 経常利益 | 3,038 | 2,005 |
| 特別利益 | 0 | 1 |
| 固定資産売却益 | 0 | 1 |
| 特別損失 | 716 | 359 |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 |
| 減損損失 | 545 | 359 |
| 投資有価証券評価損 | 171 | — |
| 税金等調整前当期純利益 | 2,322 | 1,647 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,312 | 1,001 |
| 法人税等調整額 | △197 | △189 |
| 当期純利益 | 1,207 | 835 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△) | 3 | △4 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,204 | 840 |

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-------|--------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2021年4月1日残高 | 3,667 | 3,558 | 19,075 | △1,289 | 25,011 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △1,072 | | △1,072 |
| 会計方針の変更を反映した 2021年4月1日残高 | 3,667 | 3,558 | 18,002 | △1,289 | 23,938 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △898 | | △898 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,204 | | 1,204 |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 17 | 16 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | △0 | 305 | 17 | 321 |
| 2022年3月31日残高 | 3,667 | 3,557 | 18,307 | △1,272 | 24,260 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|-------|---------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | | |
| 2021年4月1日残高 | 96 | △5 | △35 | 55 | 180 | 8 | 25,255 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | － | | | △1,072 |
| 会計方針の変更を反映した 2021年4月1日残高 | 96 | △5 | △35 | 55 | 180 | 8 | 24,182 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △898 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 1,204 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 16 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額） | △33 | 20 | 65 | 51 | 37 | 3 | 92 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △33 | 20 | 65 | 51 | 37 | 3 | 414 |
| 2022年3月31日残高 | 62 | 14 | 29 | 106 | 217 | 12 | 24,596 |

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

単位：百万円

| 科 目 | 当年度 | 〔ご参考〕 前年度 | 科 目 | 当年度 | 〔ご参考〕 前年度 |
|-----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
| 流動資産 | 25,739 | 24,419 | 流動負債 | 13,205 | 11,295 |
| 現金及び預金 | 18,027 | 17,686 | 買掛金 | 363 | 362 |
| 売掛金 | 2,943 | 2,782 | 未払金 | 2,217 | 1,869 |
| 商品 | 2,902 | 2,211 | 未払費用 | 484 | 450 |
| 貯蔵品 | 1,000 | 894 | 未払法人税等 | 896 | 1,024 |
| 前払費用 | 688 | 689 | 未払消費税等 | 315 | 362 |
| その他 | 183 | 160 | 契約負債 | 1,378 | － |
| 貸倒引当金 | △5 | △5 | 返金負債 | 475 | － |
| 固定資産 | 19,269 | 19,572 | 前受金 | 5,651 | 5,779 |
| 有形固定資産 | 8,321 | 8,303 | 預り金 | 164 | 165 |
| 建物 | 4,510 | 4,471 | 賞与引当金 | 1,043 | 996 |
| 構築物 | 72 | 75 | 役員賞与引当金 | 145 | 130 |
| 機械及び装置 | 0 | 0 | 商品保証引当金 | 36 | 31 |
| 車両運搬具 | 0 | 0 | ポイント引当金 | － | 107 |
| 工具器具備品 | 316 | 340 | その他 | 34 | 14 |
| 土地 | 3,415 | 3,415 | 固定負債 | 7,657 | 7,400 |
| 建設仮勘定 | 7 | － | 退職給付引当金 | 4,151 | 3,962 |
| 無形固定資産 | 438 | 515 | 資産除去債務 | 1,547 | 1,511 |
| ソフトウェア | 299 | 409 | その他 | 1,959 | 1,927 |
| その他 | 139 | 105 | 負債合計 | 20,863 | 18,695 |
| 投資その他の資産 | 10,509 | 10,754 | 純資産の部 | | |
| 投資有価証券 | 2,099 | 2,319 | 株主資本 | 23,865 | 25,020 |
| 関係会社株式 | 1,413 | 2,088 | 資本金 | 3,667 | 3,667 |
| 出資金 | 0 | 0 | 資本剰余金 | 3,557 | 3,558 |
| 長期貸付金 | 1,084 | 968 | 資本準備金 | 3,554 | 3,554 |
| 長期前払費用 | 8 | 6 | その他資本剰余金 | 2 | 3 |
| 繰延税金資産 | 3,959 | 3,281 | 利益剰余金 | 17,912 | 19,084 |
| 敷金及び保証金 | 2,531 | 2,431 | 利益準備金 | 88 | 88 |
| 会員権 | 89 | 90 | その他利益剰余金 | 17,824 | 18,996 |
| 貸倒引当金 | △677 | △433 | 別途積立金 | 3,000 | 3,000 |
| | | | 繰越利益剰余金 | 14,824 | 15,996 |
| | | | 自己株式 | △1,272 | △1,289 |
| | | | 評価・換算差額等 | 62 | 96 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 62 | 96 |
| | | | 新株予約権 | 217 | 180 |
| 資産合計 | 45,008 | 43,992 | 純資産合計 | 24,145 | 25,297 |
| | | | 負債純資産合計 | 45,008 | 43,992 |

計算書類

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円

| 科 目 | 当年度 | [ご参考] 前年度 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 売上高 | 38,917 | 34,649 |
| 売上原価 | 12,665 | 11,916 |
| 売上総利益 | 26,252 | 22,732 |
| 販売費及び一般管理費 | 23,147 | 20,592 |
| 営業利益 | 3,105 | 2,140 |
| 営業外収益 | 221 | 297 |
| 受取利息 | 50 | 54 |
| 為替差益 | 85 | 31 |
| 受取手数料 | 13 | 13 |
| 助成金収入 | 15 | 155 |
| その他 | 55 | 41 |
| 営業外費用 | 288 | 270 |
| 支払利息 | — | 8 |
| 貸倒引当金繰入額 | 244 | 214 |
| 支払保証料 | 27 | 31 |
| その他 | 16 | 15 |
| 経常利益 | 3,037 | 2,167 |
| 特別利益 | — | 0 |
| 固定資産売却益 | — | 0 |
| 特別損失 | 1,179 | 394 |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 |
| 減損損失 | 332 | 337 |
| 投資有価証券評価損 | 171 | — |
| 関係会社株式評価損 | 675 | 56 |
| 税引前当期純利益 | 1,858 | 1,772 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,247 | 962 |
| 法人税等調整額 | △189 | △183 |
| 当期純利益 | 800 | 993 |

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|-------|--------------|-------------|-------|----------|--------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 2021年4月1日残高 | 3,667 | 3,554 | 3 | 3,558 | 88 | 3,000 | 15,996 | 19,084 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | △1,072 | △1,072 |
| 会計方針の変更を反映した 2021年4月1日残高 | 3,667 | 3,554 | 3 | 3,558 | 88 | 3,000 | 14,923 | 18,011 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △898 | △898 |
| 当期純利益 | | | | | | | 800 | 800 |
| 自己株式の処分 | | | △0 | △0 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | △0 | △0 | - | - | △98 | △98 |
| 2022年3月31日残高 | 3,667 | 3,554 | 2 | 3,557 | 88 | 3,000 | 14,824 | 17,912 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------|------------|----------------------|----------------|-------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 2021年4月1日残高 | △1,289 | 25,020 | 96 | 96 | 180 | 25,297 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | △1,072 | | | | △1,072 |
| 会計方針の変更を反映した2021 年4月1日残高 | △1,289 | 23,947 | 96 | 96 | 180 | 24,224 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △898 | | | | △898 |
| 当期純利益 | | 800 | | | | 800 |
| 自己株式の処分 | 17 | 16 | | | | 16 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額） | | | △33 | △33 | 37 | 3 |
| 事業年度中の変動額合計 | 17 | △82 | △33 | △33 | 37 | △78 |
| 2022年3月31日残高 | △1,272 | 23,865 | 62 | 62 | 217 | 24,145 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社アートネイチャー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榎 田 達 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 成 田 礼 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アートネイチャーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アートネイチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社アートネイチャー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榎 田 達 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成 田 礼 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アートネイチャーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告をいたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている当社財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はございません。

2022年5月20日

株式会社アートネイチャー 監査役会

| | | |
|-------|--------|---|
| 常勤監査役 | 松島 俊一 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 長谷川 裕昭 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 檜山 聡 | Ⓔ |

以上

メ 毛

● 株主総会会場のご案内

会場 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー パークハイアット東京
 39階 ボールルーム

交通のご案内

- JR線・小田急線 **新宿駅** 下車 **南口** …………… 徒歩約13分
- 京王新線 **初台駅** 下車 **東口** …………… 徒歩約10分
- 都営大江戸線 **都庁前駅** 下車 **A4出口** …………… 徒歩約7分



会場付近略図



新宿駅から「WEバス」が便利です。

新宿駅西口 京王バス21番乗場より
 新宿WEバス 西ルート乗車

「パークハイアット東京前」下車 (5~10分で到着)

ヨドバシカメラ 明治安田生命ビル
 21番乗場
 新宿WEバス(西ルート)
 運賃100円

22番乗場 京王百貨店
 20番乗場 新宿駅 西口



| 時刻表 | 8時 | 31 | 39 | 47 | 55 | |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| | 9時 | 03 | 11 | 19 | 27 | 37 |

UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

